

思ください

ご自分の雪対策を見直してみましょう。 ているから平気」と思っていませんか? 「毎年のことだから大丈夫」「分かっ

除雪・雪下ろし

①雪下ろし作業は二人以上で

所に声をかけてから行いましょう。 やむを得ず一人で作業する場合は、 安全確保のため、二人以上で作業しましょう。 家族や隣近

②晴れの日ほど要注意

音にも注意しましょう。 んで滑りやすくなります。雪解け水や雪が動く 晴れた日や気温の上がる午後は屋根の雪が緩

③命綱・ヘルメット・はしごの固定を **忘れずに!**

る際は、はしごの足元をしっかり固め、上部を をかぶって頭部を保護しましょう。屋根に上が ロープで固定しましょう。 転落防止のために命綱を使用し、ヘルメット

④便利な除雪機の使用時にもご注意を

ないような服装をしましょう。点検や調整をす るときは必ずエンジンを止めましょう。 除雪機を使う場合は、ローターに巻き込まれ

⑤落雪に気を付けて

注意しましょう。 作業小屋などの軒下で作業する時は、落雪に

ましょう。

業用施設・果樹・畜産

①農業用施設(パイプハウス等)

ましょう。 屋根の北側や風下側に偏って残らないようにし 農業用施設の積雪は出来るだけ早く除雪し、

ので、速やかに除雪しましょう。 ハウスとハウスの間の堆積雪は側圧を与える

注意しましょう。 に着雪することで倒壊する恐れがありますので 被覆していないハウスでも、ジョイント部分

2果樹

しをしましょう。 園地を見回り、雪が軽いうちに樹上の雪下ろ

空き家などの日常的に管

のピークが過ぎ、 努めましょう。融雪促進資材等の散布は、降雪 げましょう。 大雪の時は融雪促進資材等を散布し、消雪に 枝折れを防ぐため、 好天が一日以上続く日を選ん 雪に埋もれた枝を掘り上

で行いましょう。

除排雪に努めましょう。 畜舎の早めの雪下ろしを心がけ、畜舎周辺の

経済事情や高齢化などで、

件所有者の責任になります。

理されていない家屋が、町内で300軒以上にのぼって

います。建物の管理が行き届いていないことが原因で 事故が発生し、他人に被害を与えてしまった場合は物

また、建物周りの整理整頓が出来ていなかったり、

草木の手入れがされないままの状態が続いた場合は、

を防いで、畜舎内の温度を保ち、換気に注意し ナー等の機械器具も点検しましょう。 幼畜の生育段階に応じた保温をし、すきま風 水道管などの凍結防止をし、バーンクリー

空き家を放置していませんか?

犯罪や火災を招いてしまう恐れがあります。 空き家などの放置によるこれらの危険を防止するた 平成23年12月に「美郷町空き家等の適正管理に 関する条例」を制定しています。 雪による事故を防ぐ ためにも、定期的な雪下ろしを行うなど建物の管理に は十分注意しましょう。

「美郷町空き家等の適正

町内の空き家などに倒壊や破損の危険性が高まっ ている場合、 雪下ろしや建物の安全の確保について町 命令等を行います。所有者が町の命令に従わずに危険な状態のま 勧告、 空き家物件の所在地などを公表します。それでも従わず、 町はその物件の所有者の住所や氏名、 生命等に危険を及ぼすことが確実に見込まれる場合に限り、必要な措置を行いそれに要した費用を物件の 所有者等から徴収します。

町内業者の皆さん、忘れずにご提出ください

入札参加資格申請書の受付のお知らせ

平成25・26年度の建設工事、コンサルタント、物品・ 役務の入札への参加資格申請を次のとおり受付します。

受付期間●平成25年1月15日以~3月11日月 ※土日・祝日を除きます

受付時間●午前8時30分~午後5時15分

申請様式●町様式または中央公契連統一様式、秋田県様式 等を準用してください。町様式が必要な方は、 役場総務課に備え付けのもの、または町のホー ムページからダウンロードしてご使用ください。

提出先●〒019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野 乙170-10 美郷町役場総務課 あて名は「美郷町長 松田知己」と記入してく ださい。

申請書類は各1通ずつ提出してください。また、 申請書類は次のとおり作成してください。

- A4版ファイルに綴り込みしてください(綴り込) みは下記一覧の番号順)。
- ・「建設工事関係」は赤色、「コンサルタント関係」 は灰色、「物品・役務」は緑色のファイルに綴じ てください。
- ・表紙と背表紙に社名を記入してください。
- ・提出は郵送でも可能です(郵送により受領書が必 要な場合は返信手段を同封してください)。

平成25・26年度指名競争入札に係る参加資格審査申請書類一覧

建設工事関係

- ①入札参加資格審査申請書(様式第1号)※1
- ②工事実績調書(直前2年)(様式第2号)※1
- 3営業所一覧表(様式第3号)※1
- ₫技術職員名簿(様式第4号)※1
- ⑤使用印鑑届(様式第5号)
- 6経営規模等評価結果通知書 (総合評定値通知書)の写し
- 建設業退職金共済事業加入・履行証明の写し
- 健康保険・厚生年金保険料納入証明書の写し
- 望建設業許可証明書の写し
- ⑩納稅証明書(原本)
 - ※発行3カ月以内(下記参照)
- ●印鑑証明書(原本)
 - ※発行3カ月以内
- ⑫商業登記簿謄本(原本)(下記参照) (個人の場合は住民票(原本)) ※いずれも発行3カ月以内

- ₫委任状(様式第6号)
 - ※「支店等に見積・契約に関する一切の権限 を委任する場合」は委任先が契約の相手と なります。
- ※委任する場合は、委任先の建設業許可が確 認できる書類(建設業許可申請書[収受済] および別表の写し等)を添付してください。

コンサルタント関係

- ●入札参加資格審査申請書(様式第1号)※1
- ②測量等実績調書(直前2年)(様式第2号)※1
- ③営業所一覧表(様式第3号)※1
- △技術職員名簿(様式第4号)※1
- ⑤使用印鑑届(様式第5号)
- ⑥営業に必要な許可証明書の写し
- ☑納税証明書(原本)
- ※発行3カ月以内(下記参照)
- ③印鑑証明書(原本)
- ※発行3カ月以内
- ⑨商業登記簿謄本(原本)(下記参照)
 - (個人の場合は住民票(原本))
- ※いずれも発行3カ月以内
- ⑩暴力団排除に関する誓約書(様式第7号)
- ●委任状(様式第6号)
 - ※「支店等に見積・契約に関する一切の権限 を委任する場合」は委任先が契約の相手と なります。

物品•役務

- ●入札参加資格審査申請書(様式第1号)※2 (希望する品目を業種一覧(様式第1号の2)に 明記する)※3
- ②営業実績調書(様式第2号)
- ③営業所一覧表(様式第3号)
- 4 営業所等の職員名簿(様式第4号)
- ⑤使用印鑑届(様式第5号)
- ⑥営業に必要な許認可または登録証明書の写し
- ②納稅証明書(原本)※発行3カ月以内(下記参照)
- ③印鑑証明書(原本) ※発行3カ月以内
- ⑨商業登記簿謄本(原本)(下記参照) (個人の場合は住民票(原本))
 - ※いずれも発行3カ月以内
- ⑩取扱メーカー・商品一覧(参考資料)
- ⑪暴力団排除に関する誓約書(様式第7号)
- ⑫委任状(様式第6号)
 - ※「支店等に見積・契約に関する一切の権限 を委任する場合」は委任先が契約の相手と なります。
- ※1 建設工事関係・コンサルタント関係の申請書は、町様式または中央公契連統一様式、秋田県様 式を準用してください。
- ※2 物品・役務の申請書は町様式または総務省統一資格審査様式を準用してください。
- ※3 総務省統一資格審査様式中「希望する資格の種類等」の様式に替え「業種一覧」をご使用くだ さい。

納税証明書について

	区分	提出書類
	法人	市区町村税の納税証明書(委任している場合は委任先のもの)
		都道府県税事務所発行の納税証明書(委任している場合は委任先のもの)
		税務署発行の納税証明書(その3の3)
	個人	市区町村税の納税証明書
		都道府県税事務所発行の納税証明書
		税務署発行の納税証明書(その3の2)

- ※いずれも未納がないことが分かる証明書を提出してください。
- ※課税されていない場合は、そのことが分かる証明書を添付してください。

商業登記簿謄本について

平成23・24年度において、本町に入札参加 資格申請を行っている方で、記載事項に変更が 無い場合は、写しを可とします。

町内に主たる事業所を置く小規模事業者 の、平成25年度小規模修繕契約希望者の 登録受付は平成25年2月からです。詳細に ついては後ほどお知らせします。

問い合わせ●町総務課 管財班 ☎0187(84)1111(内線1212) E-mail soumu@town.misato.akita.ip